

取扱職種の範囲等の明示について

取扱職種・地域の範囲に関する事項

- ・当社の取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

手数料に関する事項

- ・当社は紹介手数料に関して厚生労働省に届出を行い、受理されております。求職者の方からは、手数料は一切申し受けません。求人者様からは、求職者の方が採用された際に、職業安定法の規定による届出制手数料を適用し、理論年収の100%を上限として手数料をいただいております。

求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者※となります。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱に関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者※となります。
- ・当社は個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者※となります。
- ・苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

※求人者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届け出をおこなっている職業紹介責任者です。

返戻金制度に関する事項

- ・当社より紹介した方の雇用契約が短期間で終了した場合（本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後2週間以内	100%
入社後2週間を超え、1ヶ月以内	75%
入社後1ヶ月を超え、2ヶ月以内	50%
入社後2ヶ月を超え、3ヶ月以内	20%
入社後3ヶ月を超え、6ヶ月以内	5%

- ・ただし、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めにより、労働者に直接お支払い下さい。その他ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。